



平成 30 年 6 月 8 日

各 位

会社名 光村印刷株式会社
代表者名 取締役社長 阿部 茂雄
(コード： 7916 、東証第一部)
お問い合わせ先 取締役常務執行役員 嶋山 芳夫
(TEL 03 -3492 -1182)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正並びに過年度の特別損失の計上に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正開示を行いました。

また、これとあわせて、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 112 期 (自平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
第 113 期 (自平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)
第 114 期 (自平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
第 115 期 (自平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、第 112 期から第 114 期の各期とも訂正内容は同一であります。

訂正箇所は____線を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、過去の退職給付の会計処理に誤謬があることが判明したため、過年度の決算を修正するとともに、平成26年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書及び平成28年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書について、本日訂正報告書を提出した。

上記の誤謬は、過去の退職金制度改訂時に、当該改訂が退職給付の会計処理に与える影響について検討する体制が不十分であったことに起因しており、退職給付引当金の見積に関する内部統制が必ずしも十分に整備・運用できていなかったことによるものであるため、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

なお、上記の開示すべき不備が当連結会計年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の判明が翌連結会計年度以降となったためである。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、退職金制度改訂などの非経常的な会計事象に関して、担当部門の専門知識の強化及び業務手順と承認手続を定めた書面の整備・運用の徹底など、決算・財務報告プロセスの整備・運用を強化し、財務報告の信頼性を確保していく方針である。

以 上